

平成八年文部省令第一号

接收刀剣類の処理に関する法律施行規則

接收刀剣類の処理に関する法律（平成七年法律第百三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、接收刀剣類の処理に関する法律施行規則を次のように定める。

（公示事項）

第一条 接收刀剣類の処理に関する法律（以下「法」という。）第一条の文部省令で定める事項は、接收刀剣類の作者名とする。

（返還請求書の提出）

第二条 法第三条の規定による返還の請求は、別記様式一の接收刀剣類返還請求書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 返還請求者の戸籍抄本又は住民票の写し

二 返還請求者の印鑑証明書

三 接收の事実を明らかにする書類

四 返還請求者が被接收者の包括承継人である場合には、そのことを明らかにする書類（返還のための引渡し）

第三条 文化庁長官は、法第四条第二項の規定により返還することとなつた接收刀剣類を引き渡す時は、あらかじめ指定した場所において、同項の通知に係る書類の提示を求め、かつ、別記様式二の受領書と引換えに行うものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式一（第2条関係）（A4判縦・横書き）

〔別記様式一〕（第2条関係）（A4判縦・横書き）

受理年月日	平成 年 月 日
整理番号	番

接收刀剣類返還請求書

文化庁長官 殿

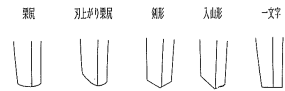
住所
請求者 氏 名
年 月 日 生
〒 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

接收刀剣類の処理に関する法律第3条の規定により、次のとおり接收刀剣類の返還を請求します。

事 項		申 請 内 容	
1 返還の請求をする刀剣類等		官報公示の番号 番	
刀 剣 類 の 特 徴 等	種 類	刀	太刀 脇差 短刀 薙切 劔
	形 状		
	銘 文		
	反 り		
	目 釘 孔		
	彫 り 物		
	茎 尻		
その他重要な特徴			
接收された場所		都 道 府 県	
2 返還請求者が被接收者本人でない場合にはその続柄等			
備 考			

〔備考〕

- この返還請求書は、返還を請求する刀剣類ごとに作成すること。
- 被接収者の包括承継人が返還の請求をする場合において、当該包括承継人が複数ある時（相続人が複数人ある場合など）は、代表者が返還請求書を提出すること。この場合には、他の包括承継人の委任状を提出すること。
- 「印」は、第2条第2号の印鑑証明書と同一の印鑑を押印すること。
- 1の記載欄には、官報に公示された番号を記入すること。
- 種類は、該当箇所を「○」で囲むこと。
- 形状は、長さ（棟区から切先までの先鋒を直線で測った長さ）を必ず記入することとし、その他造込み、棟、切先、鍛え、刃文等の特徴を記入すること。
- 反りの具合は、反り深い、反り浅い、反り無し等と記入すること。
- 目釘孔は、孔の数とその孔の位置を記入すること。
- 案尻の切り方は、次のように区別して記入すること。



- その他重要な特徴については、生ぶ茎、区送り茎、磨上げ茎、大磨上げ茎、疵等を具体的に記入すること。
- 写真、押形等を添付した場合は、備考欄にその旨を記入すること。

〔別記様式二〕（第3条関係）（A4判縦、横書き）

整理番号	番
受 領 書	
官報公示の番号 _____ 番の接収刀剣類	
上記刀剣類を受領しました。	
平成 年 月 日	
文化庁長官 殿	
住 所 氏 名 連絡先の電話 ()	印

〔備考〕

- 官報公示の番号は、文化庁長官からの返還の通知に記載されている番号を記入すること。
- 住所、氏名及び連絡先の電話は、文化庁長官から返還の通知を受けた者について記入すること。
- 「印」は、第2条第2号の印鑑証明書と同一の印鑑を押印すること。
- 右上角の整理番号欄は、空欄とすること。